第三十二条の見出しを「（消費者行政・食育課の所掌事務）」に改め、同条中「消費者行政課」を「消費者行政・食育課」に改め、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　食育推進基本計画の作成及び推進に関すること。

第八十九条第三項中「農林水産省設置法（以下「法」という。）第四条第八十五号」を「法第四条第一項第八十五号」に改める。

第百十六条第三項中「第四条第八十五号」を「第四条第一項第八十五号」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第十三条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　経済産業省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　経済産業省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「こと」の下に「（総合政策局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第二十八号中「国土交通省設置法第四条第二十八号の資産等を定める政令」を「国土交通省設置法第四条第一項第二十八号の資産等を定める政令」に改める。

第四条第一項中第四十四号を第四十五号とし、第四十三号の次に次の一号を加える。

四十四　国土交通省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第二十五条第四号中「こと」の下に「（総合政策局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十八条第二号中「国土交通省設置法（以下「法」という。）」を「法」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「第四条第五十七号」を「第四条第一項第五十七号」に改める。

第三十七条第一号中「こと」の下に「（政策課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第三十八条に次の一号を加える。

四　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第百九十四条第一項第三号中「第四条第五十七号」を「第四条第一項第五十七号」に改める。

第二百五条中「第四条第百二十六号」を「第四条第一項第百二十六号」に改める。

第二百六条第二項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に改める。

第二百十二条第二項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第百十四号」を「同項第百十四号」に改める。

第二百三十九条第三項中「第四条第百二十六号」を「第四条第一項第百二十六号」に改める。

（環境省組織令の一部改正）

第十五条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三　環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十三条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第四十三条第四項中「第四条第二十四号」を「第四条第一項第二十四号」に改める。

（防衛省組織令の一部改正）

第十六条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号中「第八条第七号」を「第八条第一項第七号」に改め、同条中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四　法第三条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第九条第一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第十三条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法第三条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第四十二条及び第四十九条中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第五十二条第五項中「第四条第三十三号」を「第四条第一項第三十三号」に改める。

（地方財政法施行令等の一部改正）

第十七条　次に掲げる政令の規定中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

一　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第九条第三号

二　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第三十二条第一項

三　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第六条第二項第一号ロ

四　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十一条

五　身体障害者補助犬法施行令（平成十四年政令第二百九十八号）第一条第二号

六　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）第五条第二号ヘ

（公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　次に掲げる政令の規定中「第四条第九号」を「第四条第一項第九号」に改める。

一　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項第三号

二　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第八十条第一項第三号

（警察法施行令の一部改正）

第十九条　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第五条第二項」を「第五条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項若しくは第六項」に改め、同条第二項中「第五条第三項」を「第五条第五項」に改める。

（中小企業等協同組合法施行令等の一部改正）

第二十条　次に掲げる政令の規定中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第八十六号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

一　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第三十三条第四号

二　中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）別表第三第四号

三　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）第十条第二項第九号

四　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号）第七条第六項